

# ○奈良教育大学教職大学院教育連携実施要項

(平成20年4月1日規則第87号)

改正 平成22年3月3日規則第8号 平成28年10月12日規則第36号  
令和3年6月17日規則第27号 令和4年4月1日教育大要項等

(趣旨)

第1条 この要項は、奈良教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職開発専攻(以下、「本学教職大学院」という。)の教育において、理論と実践の往還を具現化するにあたり、学校教育上の現代的課題を反映し、もって高度な専門性と実践的指導力を備えた教員の養成を組織的に行うため、本学及び奈良県教育委員会等との教育連携の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校実習 本学教職大学院における実習科目の課題探求実習、課題解決実習A、課題解決実習B(特別支援教育)の総称をいう。
- (2) 連携協力校 本学と奈良県教育委員会又は奈良県内の各市町村教育委員会との協定若しくは協議に基づき学校実習を実施する協力校をいう。

(教職大学院教育連携協議会)

第3条 本学教職大学院において、その目的・理念に沿った教育・研究がなされているか、教育現場からの視点での提言及び評価を行い、また、学校現場における現代的教育課題を教育課程に反映させるための方策等についての協議を行うため、教職大学院教育連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 本学教職大学院の教育連携方針の大綱に関すること。
- (2) 本学教職大学院の教育課程等の運営に関すること。
- (3) 学校実習全体の企画、運営、評価及び改善に関すること。
- (4) その他本学教職大学院に関する必要な事項に関すること。

第5条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 副学長(教育担当)
- (2) 奈良県教育委員会から推薦された者
- (3) 奈良県都市教育長協議会会長
- (4) 奈良県町村教育長会会長
- (5) 連携協力校を所管する市町村教育委員会から推薦された者 各1人
- (6) 県及び各市町村連携協力校校長の代表 各1人
- (7) 本学教職大学院専任教員の代表

2 前項第二号から第七号の委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 協議会の議長は副学長(教育担当)をもってあて、議長が協議会を招集する。

第7条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(教育連携委員会)

第8条 教育連携の実施及び運営等を円滑に行うため、協議会の下に教育連携委員会(以下、「連携委員会」という。)を設置する。

第9条 連携委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育連携の実施に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 教員の資質向上に関する事。

第10条 連携委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 本学教職大学院会議議長
- (2) 本学教職大学院専任教員 2人
- (3) 奈良県教育委員会から推薦された者 3人

2 前項第三号の委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 連携委員会の議長は、学長が指名し、議長が委員会を招集する。

第12条 連携委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(学校実習委員会)

第13条 学校実習の実施及び運営等を円滑に行うため、協議会の下に学校実習委員会(以下、「実習委員会」という。)を設置する。

第14条 実習委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校実習の実施及び評価に関する事。
- (2) 学校実習の学生指導の基本方針に関する事。
- (3) 学校実習のアセスメントに関する事。
- (4) その他学校実習全般に関する事。

第15条 実習委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 本学教職大学院専任教員
- (2) 附属小学校及び附属中学校から推薦された者 各1人
- (3) 連携協力校から推薦された者 連携協力校毎に1人
- (4) 学長が指名する者 若干名

2 前項第二号から第四号の委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 実習委員会の議長は、学長が指名し、議長が委員会を招集する。

第17条 実習委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(連携協力校部会)

第18条 連携協力校における学校実習を円滑に行うため、実習委員会の下に連携協力校毎に連携協力校部会(以下、「部会」という。)を設置する。

第19条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 連携協力校における学生指導に関する事。
- (2) その他連携協力校における学校実習上の課題に関する事。

第20条 部会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 当該連携協力校で学校実習を担当する大学教員
- (2) 当該連携協力校から推薦された者

(事務)

第21条 協議会、連携委員会、実習委員会及び部会に関する事務は、教務課において処理する。

(雑則)

第22条 この要項に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日規則第8号)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月12日規則第36号)

この要項は、平成28年10月12日から施行する。

附 則(令和3年6月17日規則第27号)

この規則は、令和3年6月17日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教育大要項等)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。